

「平成 22 年版 法人税申告書の記載の手引」については、平成 22 年 9 月 1 日(水)17 時 30 分まで掲載していたものに以下の誤りがありましたので、訂正し、再掲載しました。

「平成 22 年版 法人税申告書の記載の手引」正誤表

正				誤			
頁	欄	記載要領	注意事項	頁	欄	記載要領	注意事項
16 頁 (別表四)	「当期利益又は当期欠損の額 1」の「社外流出③」	「配当」の欄は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 1 項第 8 号「利益積立金額」に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額並びに当期に生じた同項第 11 号及び第 12 号に掲げる金額の合計額を記載します。		16 頁 (別表四)	「当期利益又は当期欠損の額 1」の「社外流出③」	「配当」の欄は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 1 項第 7 号「利益積立金額」に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額並びに当期に生じた同項第 9 号及び第 10 号に掲げる金額の合計額を記載します。	
20 頁 (別表四)	「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額 43」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第 62 条の 5 第 5 項の規定により損金に算入される事業税の額を記載します。 なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	(省略)	20 頁 (別表四)	「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額 43」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第 62 条の 5 第 5 項の規定により損金に算入される事業税の額を記載します。 なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	(省略)
44 頁 (別表八(一))	「本店の所在地(証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別) 40」及び「受取配当等の額(その収入額 × $\frac{100}{100}$ 又は $\frac{25}{100}$) 41」	証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。)にあっては、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 特定株式投資信託 「40」に特定株式投信と記載し、「41」には $\frac{100}{100}$ に相当する金額を記載します。 (2) 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託 「40」に外貨建等投信と記載し、「41」には $\frac{25}{100}$ に相当する金額を記載します。 (3) 上記(1)及び(2)以外の証券投資信託 「40」にその他投信と記載し、「41」には $\frac{50}{100}$ に相当する金額を記載します。	(省略)	44 頁 (別表八(一))	「本店の所在地(証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別) 40」及び「受取配当等の額(その収入額 × $\frac{100}{100}$ 又は $\frac{25}{100}$) 41」	証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。)にあっては、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 特定株式投資信託 「40」に特定株式投信と記載し、「41」には $\frac{100}{100}$ に相当する金額を記載します。 (2) 外貨建等投資信託 「40」に外貨建等投信と記載し、「41」には $\frac{50}{100}$ に相当する金額を記載します。 (3) 上記(1)及び(2)以外の証券投資信託 「40」にその他投信と記載し、「41」には $\frac{25}{100}$ に相当する金額を記載します。	(省略)